

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年2月

JBS Newsletter
2020年3月23日

Contents

税務法規

▶「国外源泉所得に係る個人所得税政策に関する公告」(財政部、国家税务总局公告[2020]3号) (“3号公告”)

▶「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫に係る輸入物資の免税政策に関する公告」(財政部公告[2020]6号) (“6号公告”)

▶「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫の支援に係る租税政策に関する公告」(財政部、国家税务总局公告[2020]8号) (“8号公告”)ほか

商務法規

▶「上海市における国際的に一流のビジネス環境整備の全面的深化に関する実施方案」(沪委弁[2020]1号)

▶「企業社会保険料の段階的減免に関する通知」(人社部發[2020]11号) (“11号通達”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2020年02月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2020年 02月 07日 第2020005号
- ▶ 2020年 02月 14日 第2020006号
- ▶ 2020年 02月 21日 第2020007号
- ▶ 2020年 02月 28日 第2020008号

Japan Business Servicesグループで、2020年02月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「国外源泉所得に係る個人所得税政策に関する公告」
(財政部、国家稅務總局公告[2020]3号) (“3号公告”)

概要

「中華人民共和国個人所得稅法」(「個人所得稅法」)及び同實施条例の実施を徹底するため、財政部及び國家稅務總局は2020年1月17日付で3号公告を公布し、国外源泉所得に係る個人所得稅の取扱いについて明らかにした。

3号公告の主な内容は次のとおりである。

国外で納付した所得稅の控除限度額

ある国(地域)を源泉とする所得の控除限度額=当該国(地域)を源泉とする総合所得の控除限度額+当該国(地区)を源泉とする経営所得の控除限度額+当該国(地域)を源泉とするその他の所得の控除限度額

3号公告によると、居住者個人の一納稅年度における、ある国(地域)を源泉とする総合所得、経営所得及びその他の所得の控除限度額は、個別に計算しなければならない。

所得項目	中国国外源泉所得の範囲
給与・賃金所得、労務報酬所得	就職、被雇用、契約履行等により、中国国外で役務を提供することにより取得する所得
原稿料所得	中国国外の企業及びその他の組織が支払い、負担する原稿料所得
使用料	各種権利の中国国外での使用を許諾することにより取得する所得
経営所得	中国国外で生産、経営活動に従事することにより取得する生産、経営活動に関連する所得
利息、配当、株式利子所得	中国国外の企業、その他の組織及び非居住者個人から取得する利息、配当、株式利子所得
財産賃貸所得	中国国外で使用する財産を借手に賃貸することにより取得する所得
財産譲渡所得	中国国外の不動産の譲渡、中国国外の企業及びその他の組織に対する投資により形成された権益性資産(例えば、株式、持分及びその他の権益性資産)の譲渡、或いは中国国外におけるその他の資産の譲渡により取得する所得
一時所得	中国国外の企業、その他の組織及び非居住者個人が支払い、かつ負担する一時所得

当期の国内及び国外源泉所得に係る納稅額の計算方法

- ▶ 居住者個人の中国国外源泉の総合所得(即ち、給与賃金、労務報酬所得、原稿料所得及び使用料)は、国内の総合所得と合算し、納稅額を計算しなければならない。
- ▶ 居住者個人の中国国外源泉の経営所得は、国内の経営所得と合算し、納稅額を計算しなければならない。
- ▶ 居住者個人の中国国外源泉の利息、配当、株式利子所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得及び一時所得(“その他の所得”)は、国内所得と合算せず、それぞれの納稅額を個別に計算しなければならない。

例えば、上記の公式における総合所得の控除限度額の計算は次のとおりである。

ある国(地域)を源泉とする総合所得の控除限度額=中國国内及び国外の総合所得に係る納稅額(3号公告の規定に基づき計算)×当該国(地域)を源泉とする総合所得収入額÷中國国内及び国外の総合所得収入額の合計

そのほか、3号公告では、外国所得稅の税額を控除できない状況を列挙し、かつ国外所得の納稅申告地についても規定している。

3号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143074/content.html>

- ▶ 「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫に係る輸入物資の免税政策に関する公告」(財政部公告[2020]6号) (“6号公告”)
- ▶ 「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫の支援に係る租税政策に関する公告(財政部、国家税务总局公告[2020]8号) (“8号公告”)
- ▶ 「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫に係る寄付の租税政策に関する公告(財政部、国家税务总局公告[2020]9号) (“9号公告”)
- ▶ 「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫の支援に係る個人所得税政策に関する公告(財政部、国家税务总局公告[2020]10号) (“10号公告”)
- ▶ 「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫の支援に関する租税徵収管理事項についての公告(国家税务总局公告[2020]4号) (“4号公告”)
- ▶ 「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫に関する租税優遇政策ガイドライン」

概要

2020年2月に入り、新型コロナウィルス感染肺炎の防疫支援を目的とした租税政策に関する通達が相次いで公布された。それらには、財政部、税関総署及び国家税务总局が2月1日付で公布した6号公告、財政部及び国家税务总局が2月6日付で公布した8号公告、9号公告、10号公告が含まれる。さらに国家税务总局は2月10日付で、「新型コロナウィルス感染肺炎の防疫に関する租税優遇政策ガイドライン」(“「ガイドライン」”)と防疫支援に係る租税政策の徵収管理事項について規定した4号公告を公布了。

「ガイドライン」には、防護・治療の支援、物資供給の支援、公益寄付の奨励、操業再開の支援という4つの面に関する12の政策が列挙されている。以下は、12の政策の主な内容及び徵収管理に関する事項についてまとめたものである。

区分	政策内容	政策根拠	徵収管理事項
防護・治療の支援	<p>政府の規定する基準の予防・治療臨時手当及び賞与は、個人所得税を免除する。</p> <p>個人が企業から支給された新型コロナウィルス感染肺炎予防のための医薬、防護用品等は、個人所得税を免除する。</p>	10号公告	
	<p>防疫重点保障物資の生産企業を対象に、増值税の未控除税額の増加分を全額還付する。</p> <p>納税者が防疫重点保障物資の運輸により取得した収入は、増值税を免除する。</p>	8号公告、 4号公告、 36号通達 ¹	<p>当該還付政策を適用する企業は、増值税の申告期間内に、当期の増值税申告を完了した後、所轄税務機関に還付申請をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 紳税者は自主的に免税申告を行うことができ、届出は必要ないが、関連資料を保存しなければならない。 ▶ 増值税の免除政策を適用する場合、増值税専用発票を発行してはならない。 ▶ 免除可能な税額が納付済みの場合、還付を受けるか、以後の納税額から控除できる。
物資供給の支援	<p>納税者が公共交通運輸サービス、生活サービス及び住民の生活必需品の宅配サービスの提供により取得した収入は、増值税を免除する。</p>	8号公告、 4号公告、 36号通達 ¹	
	<p>防疫重点物資の生産企業が生産能力を拡大するために購入する設備は、一括損金算入を認める。</p> <p>衛生健康主管部門が輸入した、防疫に直接使用する物資は関税を免除する。</p>	8号公告、 4号公告 6号公告	<p>当該政策を適用する企業は、申告時に関連状況を企業所得税申告書の「固定資産一括損金算入」の欄に記入する。</p>

区分	政策内容	政策根拠	徴収管理事項
公益寄付の奨励	企業及び個人が公益性社会組織または県レベル以上の人民政府とその部門等の国家機関を通じて疫病対応用の現金や物品を寄付する場合、企業所得税または個人所得税の課税所得の計算時に全額控除することを認める。	9号公告、 4号公告、 102号公告 ²	
	企業及び個人が疫病予防・治療の任務を担う医療機関へ疫病対応用の物品を直接寄付する場合、企業所得税または個人所得税の課税所得の計算時に全額控除することを認める。		
	疫病対応用の物品を寄付する場合、增值税、消費税、都市維持建設税、教育費附加、地方教育附加費を免除する。		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 納税者は自主的に免税申告を行うことができ、届出は必要ないが、関連資料を保存しなければならない。 ▶ 増增值税の免除政策を適用する場合、增值税専用発票を発行してはならない。 ▶ 免除可能な税額が納付済みの場合、還付を受けるか、以後の納税額から控除できる。
	寄付に係る免税輸入の範囲を拡大する。		
操業再開の支援	疫病により大きな影響を受けた業種に属する企業で2020年度に発生した欠損金の繰越期間を最長8年まで延長する。	8号公告、 4号公告	欠損金の繰越期間延長の政策を適用する納税者は、2020年度の企業所得税の確定申告時に、電子税務局を通じて「欠損金の繰越期間延長の政策の適用に関する声明書」を提出する。

¹ 「営業税に代えて増增值税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号)

² 「慈善寄付物資の輸入税免除に関する暫定弁法」(財政部、税関総署、国家税務総局公告[2015]102号)

上記の政策は現在の特殊な状況下で臨時的に定められた一時的なものであるため、納税者は各政策の有効期間に留意する必要がある。

「ガイドライン」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5143596/content.html>

4号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143593/content.html>

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143155/content.html>

8号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143465/content.html>

9号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143464/content.html>

10号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143466/content.html>

36号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2043931/content.html>

102号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/guanshuisi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201601/t20160108_1646131.htm

▶ “非接触式”オンライン税務手続きリスト及びQ&A

概要

新型コロナウィルス感染肺炎の防疫のために、国家税務総局は2020年2月12日付で、“非接触式”オンライン税務手続きリスト及びQ&Aに関する通知（“「国家税務総局通知」”）を公布した。

当該税務手続きリスト（「国家税務総局通知」添付1）には、增值税一般納税者の登記、輸出還付（免税）企業届出情報報告、租税減免届出及び納税申告等の通常の税金手続きを含む185項目が含まれている。

「国家税務総局通知」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143687/content.html>

商務法規

▶ 「上海市における国際的に一流のビジネス環境整備の全面的深化に関する実施方案」（滬委弁[2020]1号）

概要

上海市のビジネス環境をさらに改善し、都市の核心的競争力を高めるため、上海市政府は2020年2月19日付で、「上海市における国際的に一流のビジネス環境整備の全面的深化に関する実施方案」（“「方案」”）を公布した。「方案」には、“一網通弁”政務サービス、“一つの申請書、一つの窓口”、納税の利便性向上による企業の負担軽減、市場参入ネガティブリスト制度の実施推進等に係る36の措置が含まれている。

「方案」の全体的な目標は、国際的な経験及び国内での経験を踏まえ、一層の改革措置を模索し、実施することにより、上海市を貿易や投資の利便性が高く、行政効率も高い、政府サービスが標準化され、法治体系も整備された開放型経済都市の一つにすることである。

“一網通弁”政務サービス

- ▶ “一網通弁”（ワンストップオンライン政務サービスプラットフォーム）のオンライン、オフラインの高度な融合を推進する。
- ▶ 電子証明書、電子印鑑、電子ファイルの適用を促進し、紙資料の提出を減少させる。
- ▶ 電子政務情報のセキュリティ管理を強化する。

国際競争力のあるビジネス環境の創出

- ▶ 開業企業の“一つの申請書、一つの窓口”的対応を全面的に推進する。
- ▶ 紳税の一層の利便化を図り、企業の負担を軽減させる。
- ▶ クロスボーダー貿易における費用低減、スピードアップの改革をより深化させる。
- ▶ 公平、公正な市場モニタリング体制を構築する。
- ▶ 知的財産権の創造、保護及び活用を推進する。

保護の強化、市場主体の活力向上

- ▶ 市場参入ネガティブリスト制度の実施を推進する。
- ▶ “証照分離”³改革の全面的な実施を推進する。
- ▶ 企業の登録抹消手続きの利便性を高める。

³ “証照分離”とは、企業の経営活動に関連する各種の行政許認可の撤廃、簡素化を進めることにより、行政手続きの効率向上を図ることを目的とした改革を指す。

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://wap.sh.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw64019.html>

▶ 「企業社会保険料の段階的減免に関する通知」（人社部発[2020]11号）（“11号通達”）

概要

雇用の安定を図り、現在の感染症の流行が企業に与える雇用負担を軽減するために、財政部、国家税務総局、人的資源及び社会保障部は2020年2月20日付で、社会保険料の企業負担部分の段階的減免に関する11号通達を公布した。

11号通達の主な要点は次のとおりである。

- ▶ 2020年2月より、各省、自治区、直轄市（湖北省を除く）及び新疆生産建設兵団は、感染症の流行による影響及び基金の負担能力により、中小・零細企業を対象に、基本養老保険料、失業保険料、労災保険料（“3つの社会保険料”）の企業負担部分を最長5ヵ月間免除することができる。大型企業等のその他の保険加入企業（公的機関を除く）は、3つの社会保険料の企業負担部分を最長3ヵ月間半減することができる。
- ▶ 2020年2月より、湖北省は各類の保険加入企業（公的機関を除く）の3つの社会保険料の企業負担部分を最長5ヵ月間免除することができる。

- ▶ 感染症の流行の影響を受け、経営に深刻な困難が生じた企業は、社会保険料の納付猶予を申請することができる。猶予期間は原則として最長6カ月とし、猶予期間の滞納金は徴収しない。

11号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/21/content_5481861.htm

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|--|--|---|
| <p>▶ 北京</p> <p>堀尾 成宏
監査
+86 10 5815 4050
naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>三宅 亜紀子
Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 晖
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳</p> <p>小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塚原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|--|--|---|

- ▶ 東京
- EY税理士法人 中国デスク
大久保 恵美子
税務
emiko.okubo@jp.ey.com
- 黄芳燕
税務
Ada.Huang2@jp.ey.com
- 新日本有限責任監査法人
マークツ本部 海外企画部JBS
+81 3 3503 1844
- 関口 勝也
toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com
- 田中 勝也
katsuya.tanaka@jp.ey.com
- 野口 正邦
masakuni.noguchi@jp.ey.com
- EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory
- EYについて
- EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。
- EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限公司で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com
- © 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.
- 版權所有
- APAC No. 03010063
- ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

